

## 県発注工事に係る入札・契約制度の改善について

### 1 趣 旨

震災からの早期復旧・復興のため、これまで数次にわたり入札・契約制度における改善策を講じてきたが、依然として入札不調が高い水準にあることから、円滑な施工確保を図るため、手続きの簡素化・迅速化や技術者の確保等に関して、更なる改善を講じるもの。

### 2 入札不調状況(一般競争入札)

発注金額	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 (2 月末)
1 億円未満	4 %	28 %	35 %
1 億円以上	1 %	10 %	27 %
計	3 %	23 %	31 %

### 3 改善概要

#### (1) 手続きの簡素化, 迅速化等

特に入札不調の発生率が高い 1 億円未満の工事を価格のみによる入札とし、入札手続きの軽減や開札から落札決定までの迅速化を図る。

- ① 低入札価格調査制度・総合評価落札方式⇒最低制限価格・最低価格落札方式
- ② オープンブック方式の適用緩和【内訳書のみの提出】  
『適用期間 平成 25 年 5 月 7 日～平成 28 年 3 月 31 日』

#### (2) 技術者の確保

配置技術者の確保のため以下の措置を講じ、入札参加機会の拡大、技術者や建設資材等の円滑な確保を図る。

- ① 配置技術者の雇用関係要件の緩和【試行継続】  
ハローワークを通じた新規雇用の場合、直接的雇用関係を 3 月から 1 日へ緩和  
『試行期間 平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日』
- ② 配置技術者の配置要件の特例  
「開札日」における専任要件を一定条件で「着手指定日」まで緩和  
『試行期間 平成 25 年 5 月 7 日～平成 26 年 3 月 31 日』

### 4 今後のスケジュール

平成 25 年 4 月上旬～中旬 県発注機関向け説明会

平成 25 年 4 月中旬～下旬 入札参加者向け説明会（県内数地区で開催予定）

#### 【参考】これまでの主な改善策

- ・ 入札・契約の特例措置の実施（平成 23 年 6 月 1 日～）  
「特別簡易型」総合評価落札方式の導入、入札保証金の適用緩和、低入札調査の簡素化、現場代理人の常駐義務緩和、前金払割合の引き上げ
- ・ 入札・契約の追加特例措置の実施（平成 24 年 4 月 1 日～）  
復興 J V の制度の創設、復旧・復興型混合入札・複数等級入札の試行、配置技術者・現場代理人の要件緩和、地域限定方式の運用緩和、「発注見通し」の公表頻度の見直し
- ・ 復興 J V 制度、混合入札・複数等級入札の適用拡大（平成 24 年 10 月 1 日～）
- ・ 監理技術者・現場代理人の更なる要件緩和（平成 24 年 10 月 1 日～）
- ・ 予定下請企業・下請金額変更時のペナルティの特例（平成 24 年 10 月 1 日～）

## 建設工事に係る入札・契約制度改善の概要について 【平成25年4月施行】

東日本大震災からの早期復旧・復興のため、県発注工事について、これまで数次にわたり入札・契約制度の改善策を講じてきましたが、依然として入札不調が高い水準にあることから、円滑な施工確保を図るため、手続きの簡素化、迅速化や技術者の確保等に関して、更なる改善を講じるものです。

### 1 手続きの簡素化、迅速化等

特に入札不調の発生率が高い予定価格（税込み）1億円未満の工事（復旧・復興工事及び通常工事）に限定し、最低制限価格制度を適用するとともに、施工体制事前提出（オープンブック）方式の適用を緩和するなどの措置を講じ、入札手続きの軽減や開札から落札決定までの迅速化、低価格受注の防止を図ります。

		現 行				改正後			
		建設工事の予定価格(税込み)				建設工事の予定価格(税込み)			
		250万円未満	250万円以上 1千万未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上	250万円未満	250万円以上 1千万未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上
一般競争入札	予定価格事前公表	調査基準価格適用				変更なし			
	オープンブック方式(数値的判断基準)適用	総合評価落札方式				最低制限価格適用 変更なし			
	最低価格落札方式	最低価格落札方式				全応札者が工事費内訳書提出 【オープンブック方式(数値的判断基準)適用外】 変更なし			
						最低価格落札方式 変更なし			
指名競争入札	予定価格事前公表	調査基準価格適用				変更なし			
	1千万円以上 (一部業種除く)	オープンブック方式 (数値的判断基準)適用				最低制限価格適用 変更なし			
	1千万円未満 (一部業種除く)	落札(候補)者のみ工事 費内訳書提出 【オープンブック方式(数値 的判断基準)適用外】				全応札者が 工事費内 訳書提出 【オープンブ ック方式(数 値的判断基 準)適用外】 変更なし			
					変更なし				

#### (1) 最低制限価格制度の適用

現在、全ての一般競争入札及び指名競争入札において、低入札価格調査制度による調査基準価格を適用しておりますが、今後は予定価格（税込み）1億円未満の工事に限り、原則として最低制限価格制度を適用し、手続きの簡素化や迅速化、低価格受注の防止を図ります。

なお、予定価格事前公表には変更はありませんが、調査基準価格と異なり、数値的判断基準や履行能力確認調査は適用されず、最低制限価格を下回った入札は失格となります。

**最低制限価格(税抜き)……現行の調査基準価格(税抜き)と算定も公表時期(事後)も同じ**  

$$= \text{設計額の純工事費} \times 9.5\% + \text{設計額現場管理費} \times 7.5\% + \text{設計額の一般管理費} \times 6.5\%$$
 ※千円未満の端数は切り捨て

【参考】低入札調査価格制度と最低制限価格制度

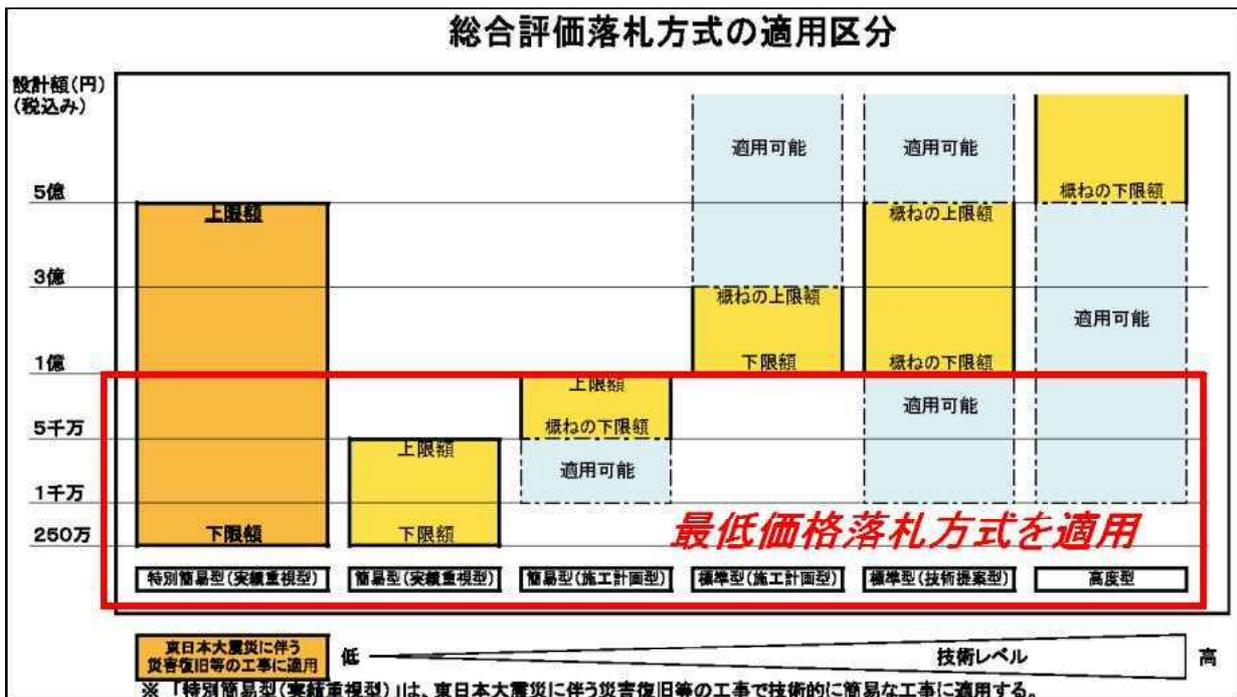
低入札価格調査制度	最低制限価格制度
<p>予定価格 1,000万円</p> <p>調査基準価格 890万円</p> <p>数値的判断基準額 850万円</p>	<p>予定価格 1,000万円</p> <p>最低制限価格 890万円</p>
<p>A社 1,100万円</p> <p>B社 950万円</p> <p>C社 880万円 履行能力確認→〈落札〉</p> <p>D社 860万円 履行能力確認→不適格</p> <p>E社 840万円 落札不適當</p>	<p>A社 1,100万円</p> <p>B社 950万円 資格審査→〈落札〉</p> <p>C社 880万円 失格</p> <p>D社 860万円 失格</p> <p>E社 840万円 失格</p>

(2) 施工体制事前提出（オーブンブック）方式の適用緩和

現在、全ての一般競争入札、一部の指名競争入札において、施工体制事前提出（オーブンブック）方式を適用しておりますが、入札に参加しにくい理由として、予定下請企業・下請金額変更時のペナルティの指摘等があることから、今後は予定価格（税込み）1億円未満の工事に限り、原則として工事費内訳書のみの記入（下請企業と下請金額、労務賃金調書の記入は不要）とし、入札手続きの簡素化や入札参加拡大を図ります。

(3) 最低価格落札方式の適用

総合評価落札方式の適用が中心となっている一般競争入札について、今後は予定価格（税込み）1億円未満の工事については、原則として最低価格落札方式を適用し、入札手続きの簡素化や開札から落札決定までの迅速化を図ります。



#### (4) 適用期間

平成25年5月7日以降に公告又は通知する案件から平成28年3月31日まで

## 2 技術者の確保

以下の措置を講じ、配置技術者（主任技術者又は監理技術者）確保等を図ります。

### (1) 配置技術者の雇用関係の要件緩和【試行継続】

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）に求めている直接的雇用関係について、復旧・復興工事に限定し平成24年度（1年）限りの特例として、要件緩和を試行しておりますが、試行を継続することとし、入札参加機会の拡大や技術者の雇用促進を図ります。

**試行期間** 平成25年4月1日以降に公告又は通知する案件から平成26年3月31日まで

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）と入札参加者との雇用関係	
請負代金額が2,500万円未満 (建築一式工事5,000万円未満)	開札日の前日において入札参加者と直接的な雇用関係にあること。
請負代金額が2,500万円以上 (建築一式工事5,000万円以上)	原則 開札日の前日から起算して3月以上前から入札参加者と直接的な雇用関係にあること。
	特例 開札日の前日から起算して3月以上前から <u>(ハロークーワークを通じた新規雇用の場合は開札日の前日において)</u> 入札参加者と直接的な雇用関係にあること。

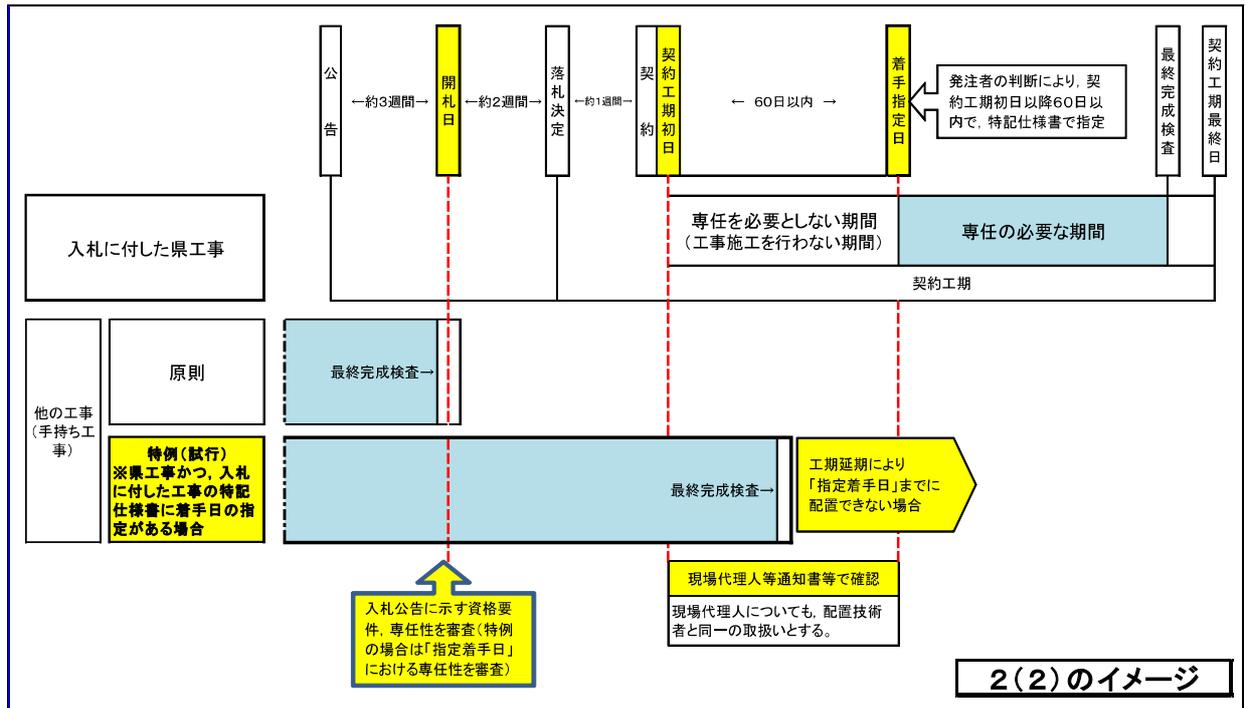
※ 本試行は、県発注工事に係る元請企業と監理技術者等の直接的雇用関係を対象としており、下請企業の監理技術者については対象外となります。

### (2) 現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

入札に付した工事について、一定期間（60日以内）工事施工を行わないため、配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置を要しないと発注者が判断した場合、特記仕様書に現場施工の「着手指定日」を明示し、計画的な工事施工体制の整備を促進するとともに、配置技術者や建設資材等の円滑な確保を図ります。

**試行期間** 平成25年5月7日以降に公告又は通知する案件から平成26年3月31日まで

配置技術者（主任技術者又は監理技術者）の配置要件	
原則	<b>開札日において</b> 、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。 ※ 入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。
特例	<b>指定条件を満たす場合は、着手指定日において</b> 、他の工事の現場に配置技術者として配置されていないこと。 ※ 入札公告に付した工事と他の工事現場の配置技術者を兼ねることができる場合を除く。 ※ 受注者の責により、指定着手日までに配置技術者を配置できない場合は、指名停止等の対象となるものとする。
例	指定条件 ・入札に付した工事の特記仕様書に「着手指定日」の記載があること。 ・他の工事（手持ち工事）が県発注工事であること。



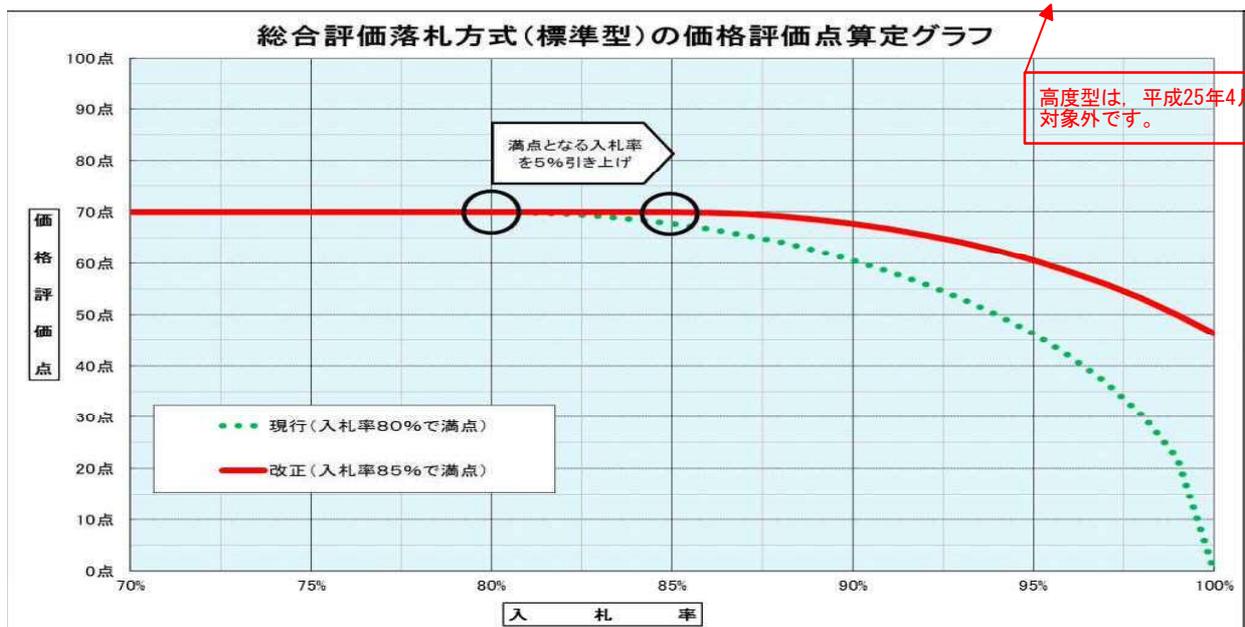
### 3 総合評価落札方式の見直し

#### (1) 価格評価の見直し

現行の価格評価では入札率80%以下をすべて満点としておりますが、平均落札率が震災前と比べて5%程度上昇していることや、予定価格(税込み)1億円未満の工事が総合評価落札方式を用いない最低制限価格による入札となること踏まえ、入札率85%以下を満点とする算定方法に見直します。

現行	入札率100%を0点，80%で満点となる2点を結ぶ楕円式で価格評価点を算定。 入札率80%以下は満点で一定。 価格評価点 $y = (b^2 \times (1 - X^2 / a^2))^{1/2}$
改正	入札率105%を0点，85%で満点となる2点を結ぶ楕円式で価格評価点を算定。 入札率85%以下は満点で一定。 価格評価点 $y = (b^2 \times (1 - X^2 / a^2))^{1/2}$

※ X : (入札率-85) (%)， a : 20， b : 各型の満点 (簡易型80点，標準型70点，高度型60点)



## (2) 価格以外の評価の見直し

「東日本大震災への対応実績」について、現行では「県管理施設に係る実績」を評価対象としておりますが、「国又は市町村管理施設に係る実績」を評価対象として追加します。

現行	評価の視点		評価項目	項目	評価基準	配点	倍率	評点	評価点	評価点
	地域性	震災貢献	東日本大震災での対応実績	○	実績なし	0		1.0	0.0	
実績あり					2	2.0	1.000			
・県管理施設の応急対策、ガレキ処理等の実績を対象(緊急随意契約、県が市町村から受託した実績を含む。) ・国又は市町村管理施設の応急対策、ガレキ処理等の実績を対象(緊急随意契約、国が市町村から受託した実績を含む。)										



改正	評価の視点		評価項目	項目	評価基準	配点	倍率	評点	評価点	評価点
	地域性	震災貢献	東日本大震災での対応実績	○	実績なし	0		1.0	0.0	
実績(国・県内市町村管理施設)あり					1	1.0	1.000			
実績(県管理施設)あり					2	2.0	2.000			
・県管理施設の応急対策、ガレキ処理等の実績を対象(緊急随意契約、県が市町村から受託した実績を含む。) ・国又は市町村管理施設の応急対策、ガレキ処理等の実績を対象(緊急随意契約、国が市町村から受託した実績を含む。)										

## (3) 適用期間

平成25年5月7日以降に公告又は通知する案件から平成28年3月31日まで

# 現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について

平成25年4月1日  
宮城県出納局契約課

## 1 特例の概要

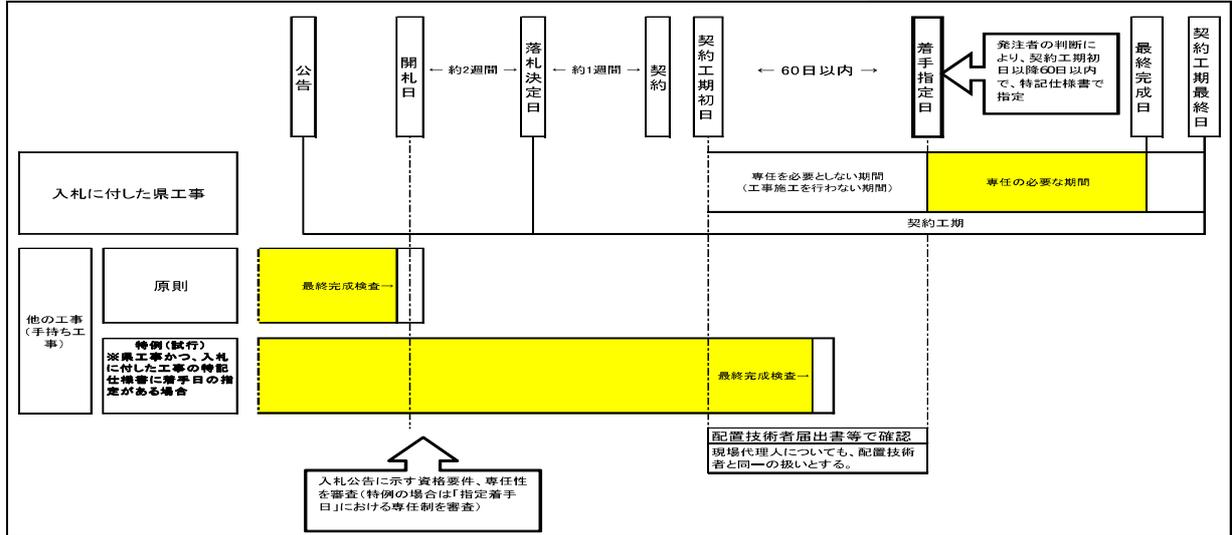
当該工事が下記の条件を満たす場合の配置技術者（監理技術者及び主任技術者）は、着手指定日において配置要件の特例の適用を受けることができますこととします。

①入札に付した工事の特記仕様書に「着手指定日」の記載があること。

（下記の特記仕様書の記載例を参照のこと。）

②他の工事（手持ち工事）が県発注工事であること。

現場着手日を指定した工事のイメージ図



施工条件明示書		特記仕様書		記載例	
工事番号	0	工事名	0	事務所名	0
項目	条件	内容	施工方法	備考	
1 共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。			
2 主任技術者及び監理技術者（以下、配置技術者という。）の配置					
(1) 現場施工に着手する日の指定	●ある	平成25年7月26日			
	○ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。（共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8）			
		上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。「建設工事等の入札・契約制度の運用について」（平成21年8月31日付）出契第410号			
3 工程関係					
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある ●ない				

## 2 着手指定日までに技術者を配置できない場合の措置について

工事請負者は、他の工事（手持ち工事）の工期延期が明らかになった場合は、「承認願（理由書）」（別添参考様式）を速やかに提出することとします。

① 発注者の都合による場合

- ア) 他の技術者の配置が可能なとき … 配置技術者の変更承認
- イ) 他の技術者の配置が不可能なとき … 着手指定日の変更承認

② 受注者の都合による場合

- ア) 他の技術者の配置が可能なとき … 総合評価落札方式
  - ・ 配置技術者の変更承認（1回限り）
  - ・ 履行確認による工事成績の減点
  - ・ 誓約書を提出
 最低価格落札方式
  - ・ 配置技術者の変更承認（1回限り）
  - ・ 誓約書を提出
- イ) 他の技術者の配置が不可能なとき … 工事請負契約書第47条第1項第3号の規定に基づく契約解除（違約金）も含めて必要な措置を講じる。

※ 参考「建設工事における同一人を配置技術者とする入札について」  
(<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/25017.pdf>参照)

## 3 適用期間

平成25年5月7日から平成26年3月31日までに公告する案件とする。

## 配置技術者届出書

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長）殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の建設工事を請け負う場合に、入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する技術者を届け出ます。

### 記

- 1 工事番号  
工事名
- 2 工期 契約締結日の翌日から平成 年 月 日まで
- 3 着手指定日 平成 年 月 日
- 4 配置技術者

氏 名	年 月 日生
資 格	資格の名称 番号 資格の名称 番号
県発注工事 の手持ち状 況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日

- ※ 県発注工事の手持ち状況は、現場施工の着手日を指定した工事の場合のみ記入。  
また、下記の欄は、(a)または(b)に該当する場合のみ記入すること。  
(a) 入札後審査方式一般競争入札公告共通事項10-(3)により、複数の技術者を配置しなければならない場合  
(b) 工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合

氏 名	年 月 日生
資 格	資格の名称 番号 資格の名称 番号

- 注 (1) 入札公告に示された条件に合致する資格の名称・番号等を記入すること。  
(2) 入札執行者から提出を求められた場合は、記入した資格に係る資格者証、講習修了証、免許証、健康保険被保険者証等の写しを提出すること。  
(3) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、配置技術者の氏名の後に、（施工箇所）または（工場等）と記入すること。  
(4) 届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由による場合を除き、原則として認めない。

(参考様式)

## 承認願（理由書）

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 印

当社は、下記の理由により、着手指定日に当初予定の配置技術者を配置できなくなりましたので、関係資料を添えて提出します。

つきましては、他の配置技術者の配置が（ できます ・ できません ）ので、（ 配置技術者 ・ 着手指定日 ）の変更を承認願います。

### 記

工 事 番 号	
工 事 名	
着 手 指 定 日	
配置できない理由	<input type="checkbox"/> 現在の手持ち工事が、工事内容に変更があり工期延期になったため。 <input type="checkbox"/> その他（具体的内容を下欄に記載）
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 変更に関する協議書等
配置技術者の変更	※他の技術者を配置できる場合 【変更前】 氏名 資格の名称 番号 号 資格の名称 番号 号 【変更後】 氏名 資格の名称 番号 号 資格の名称 番号 号
※1 着手指定日の変更希望	※他の技術者を配置できない場合 平成 年 月 日

## 承認 ・ 不承認 通知書

平成 年 月 日

(受注者)

殿

(発注者)

印

上記工事について、承認願のとおり（ 承認 ・ 不承認 ） します。  
（なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。）

※1 着手指定日の変更希望欄は、発注者の都合により、当初配置予定の技術者が配置できなくなり、かつ、他の技術者を配置できない場合に使用する。

※2 本書は、契約事務担当者へ提出すること。

(参考様式)

# 誓 約 書

平成 年 月 日

宮城県知事（又は地方公所長） 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 (自 署) 印

今般、下記建設工事の配置技術者を届け出るに当たり、「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の要件の特例について」の内容確認不足により、申請した技術者が他物件に重複配置しておりましたため、配置技術者として資格のない者を届けてしまいました。今後は建設業法（昭和24年法律第100号）及び入札公告等を熟読し、内容を理解した上で、入札に参加し配置技術者届書を提出することを誓約します。

なお、以後宮城県が発注する工事で配置技術者に資格のない者を届けた場合は、入札参加条件に違反したとして失格とされても異議ありません。

以上のとおり誓約します。

## 記

- 1 工事番号
- 2 工事名

## 現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例

